

税金は納期内に納めましょう

●問い合わせ先 税務課 ☎(248)1114

市民の皆さんが納める市税は、安全で快適な生活を送るために欠かせない市の貴重な財源です。納付は左記の金融機関のほか、コンビニエンスストアでもできます。

税金は必ず納期内に納めましょう。

市税の納付は口座振替が便利

口座振替の手続きを行なうと、金融機関などへ納付に行く必要もなく、納め忘れの心配もありません。年度途中の申し込みもできます。

▼口座振替や納付ができる金融機関

菊池地域農業協同組合・肥後銀行・熊本銀行・熊本信用金庫・熊本第一信用金庫・熊本中央信用金庫・熊本県信用組合・ゆうちょ銀行

▼手続きに必要なもの

・預金通帳(口座番号確認のため)
・金融機関届出印
・納税通知書(納税義務者確認のため)
▼受付場所
税務課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、須屋支所、泉ヶ丘支所、右記の市内金融機関

日曜開庁でも納付できます

▼とき
毎週日曜日 午前9時～午後1時
▼ところ
税務課

市税などを滞納すると、延滞金の加算や財産の差し押さえを行なうこととなります。何らかの理由で納期内納付が困難な場合にはご相談ください。

令和3年度 市税の納期限と口座振替日

	軽自動車税	市県民税・固定資産税・国民健康保険税	口座振替日	口座振替依頼書提出期限
全期	5月31日(月)			4月30日(金)
第1期		6月30日(水)	左記と同じ	5月31日(月)
第2期		8月2日(月)		6月30日(水)
第3期		8月31日(火)		7月30日(金)
第4期		9月30日(木)		8月31日(火)
第5期		11月1日(月)		9月30日(木)
第6期		11月30日(火)		10月29日(金)
第7期		12月28日(火)		11月30日(火)
第8期		1月31日(月)		左記と同じ

※ゆうちょ銀行の口座振替依頼書提出は、上記の提出期限よりさらに1カ月前までです。

令和3年度軽自動車税(種別割)の減免申請

申請により1台に限り軽自動車税の減免を受けられます。

▼対象

・障害者手帳をお持ちの人などが所有する軽自動車など
・精神障がいがある人または18歳未満の身体障害者手帳をお持ちの人と同一生計の家族などが所有し、通院、通学などに使う軽自動車など
※普通自動車税の減免を受ける人は軽自動車税の減免を受けられません。

▼申請期間

納税通知書が届いてから5月24日(月)まで(平日のみ)
※納税通知書は5月初旬に郵送します。申請期間外の受け付けはできません。

▼必要書類など

①納税通知書(納付せずにお持ちください)
②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
③運転者の運転免許証
④自動車検査証(車検証)
⑤納税義務者のマイナンバーが分かるもの

▼受付場所

税務課

固定資産税課税台帳を縦覧・閲覧できます

▼縦覧 納税者が市内の土地・家屋の価格を確認できます。

※縦覧期限 6月30日(水)(平日のみ)

▼閲覧 納税者などが自己資産の内容を確認できます。(通年)

▼手数料

無料

▼必要なもの 資格者であること確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカード・保険証・賃貸借契約書・売買契約書など)

▼受付場所

税務課

縦覧・閲覧できる人

資格者	縦覧	閲覧
納税者	○	○
免税点未満*により課税	×	○
納税者の同居の親族	○	○
別居の親族(委任状が必要)	○	○
納税管理人	○	○
借地人・借家人	×	○ (当該権利の目的である土地・家屋に限る)
1月1日以降の新所有者	×	○

※同一市町村に有する土地・家屋・償却資産の課税標準額が一定の額に満たない(土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満)こと。

65歳以上の自動車の運転をする人に

免許返納者特典のお知らせ

●問い合わせ先 交通防災課 ☎(248)1555

運転免許証を自主返納した65歳以上の市民を対象に、市コミュニティバス(レターバス、乗合タクシー)で使える無料乗車券をさしあげます。

▼対象

65歳以上の運転免許返納者(過去に自主返納した人も対象)
▼特典内容
市コミュニティバス無料乗車券100回分(10枚つづり×10枚)
※レターバスと乗合タクシーのみ使用できます。

▼申請に必要なもの

次の①、②のいずれかと③を提出してください。
①運転経歴証明書
②申請による運転免許の取消通知書(警察署か免許センターで発行されます)
③合志市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書
▼申請窓口 交通防災課
▼申請開始日 4月26日(月)
※詳しくは、市ホームページでお知らせします。

レターバス・乗合タクシー総合ガイドマップの配布場所

企画課、御代志市民センター(西合志総合窓口)、須屋支所、泉ヶ丘支所また熊本電鉄辻久保営業所にて配付しています。

まちづくりに参加しませんか

自治基本条例推進委員会委員を募集

●問い合わせ先 企画課 企画広報班 ☎(248)1813

市では、合志市自治基本条例を制定し、市民・市議会(議員)・市の執行機関(市長・市職員)の三者によるまちづくりを推進しています。

この自治基本条例の運用状況を確認し、条例の基本的な事項について調査・審議する機関として、合志市自治基本条例推進委員会を設置しています。

委員には、各種団体から推薦された委員のほかに、市民の皆さんからの公募による委員も選任することとしており、改選に伴い次のとおり委員を公募します。

▼委員の仕事

・自治基本条例の運用状況確認と検証の審議
・自治基本条例の啓発に関することなど

▼募集人数

3人

※作文などを参考に選考します。

▼任期

6月1日(火)から2年間

▼応募方法

住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、「応募の理由」と「合志市のまちづくりについて思うこと」の作文(800

字以内)を企画課まで提出してください。

応募は、持参、郵送、ファクスまたはメールでお願いします。

なお、様式は問いませんが、標準応募用紙を企画課に備えています。また、市ホームページからも印刷して使用できます。

▼募集期限

5月6日(木)

▼応募先

〒861-1195(住所記載不要)
合志市役所企画課企画広報班
☎(248)1196
✉ kikaku@city.koshi.lg.jp



免許返納特典が使える交通車両

- レターバス
 - ① 南ルート → オレンジ色のバス
 - ② 中央ルート → 青色のバス
 - ③ 北ルート → 緑色のバス
- 乗合タクシー
 - ① 後川辺線
 - ② 日向・新迫線
 - ③ 合生・上生線
 - ④ 合生・御代志線
 - ⑤ 須屋線

